



平成27年11月20日

「マイナンバーに備えましょう！」Ⅱ

今回はマイナンバー制度の罰則についてです。
番号法では、個人情報保護法とは違い、重い刑罰が科せられています。
軽い気持ちで、個人番号を他人に教えたり、売買してはいけないことをしっかりと理解しましょう。

項番	行 為	番 号 法	個人情報保護法の類似規定
①	個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金 又は併科	なし
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役 若しくは150万円以下の罰金 又は併科	なし
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上	なし
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役 又は150万円以下の罰金	なし
⑤	国の機関の職員等が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	なし
⑥	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	なし
⑦	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	6月以下の懲役 又は30万円以下の罰金
⑧	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	30万円以下の罰金
⑨	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役 又は50万円以下の罰金	なし

★個人情報保護法よりも罰則は強化されています。

個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、主務大臣からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られていますが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されています。

★①から⑥までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用されます。

★法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、①、②、④又は⑦から⑨までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科されます。